

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年9月3日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

13番	林勉
17番	内田孝司

5. 遅刻委員

5番	上田隆健
----	------

6. 会議録署名委員           4番 上 田 幸 子  
                                  6番 中 村 日 出 美

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について(納税猶予(出口))
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(利用権設定)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(所有権移転)
報告第1号	農地形状変更事業について (農地形状変更事業)
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合 意解約の通知について(賃貸借合意解約)

9. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和3年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、林勉委員と内田孝司委員から欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる8月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

5番 上田隆健委員

8番 内田裕夫職務代理者

9番 石塚委員

11番 南委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- |       |  |     |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）                 | 2件  |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について<br>（納税猶予（出口）） | 3件  |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）           | 27件 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）           | 2件  |
| 報告第1号 | 農地形状変更事業について<br>（農地形状変更事業）                 | 1件  |

(会長)

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について  
(賃貸借合意解約) 2件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番の上田幸子委員と6番の中村委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めていきます。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●委員)

議案第1号受付番号11と受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(上田隆健委員 午後1時36分 入室)

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号、まず11の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号11について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号11について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号11を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号12の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号12について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号12、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号12を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号13から受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号13につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号13について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおり  
です。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号13、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう  
でございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号13  
について、特例農地が適正に管理されていたと判断  
することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいた  
します。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署  
に報告をいたします。

(会長) 続きまして、議案第2号受付番号14につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号14について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。会長よろしく願います。

(会長) 議案第2号受付番号14につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号14について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

それから、議案第2号受付番号15について、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号15について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。会長よろしく願います。

(会長) 議案第2号受付番号15につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決のほうに入ります。

議案第2号受付番号15について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号60につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限によりまして、退席をお願いをいたします。

(●●委員 午後1時43分 退席)

それではまず、議案第3号受付番号60の案件につきまして、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号60の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号60、この案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号60について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。



(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号60につきまして、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号60につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時45分 入室)

(会長)

それでは続きまして、議案第3号受付番号61から受付番号86につきまして、まとめて現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号61から受付番号86の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

ご苦勞様でした。それでは、順次、進めてまいります。まず、受付番号61の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号61について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号61につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号61について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、受付番号62と受付番号63につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号62について議案書12ページの上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号63について議案書12ページの下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページと11ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号62、それから受付番号63、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号62と受付番号63、この2件について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第3号受付番号64につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号64について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページと13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号64、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号64について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第3号受付番号65の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号65について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号65につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号65について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号66の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号66について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書19ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の  
15ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号66につきまして、何かご意見  
ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようで  
ございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号6  
6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙  
手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま  
す。

続きまして、議案第3号受付番号67の案件につい  
て、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号67について議案書20ペー  
ジをご覧ください。内容については記載のとおりです。  
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況  
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい  
ては、議案書21ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の  
16ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号67、この案件につきまして、  
何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようで  
ございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号6  
7について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙

(会長)

手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号68の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号68について議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号68につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号68について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号69の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号69について議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい

(事務局)

ては、議案書 25 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 18 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 69 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第 3 号受付番号 69 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 70 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 70 について議案書 26 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 27 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 19 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 70、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。

(会長)

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号70について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号71の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号71について議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書29ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号71について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号71について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号72の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号72について議案書30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。



(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書31ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号72につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号72につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号73の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号73について議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書33ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の22ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号73につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号73について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号74の案件について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号74について議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書35ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号74につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号74について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号75と受付番号76につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号75について議案書36ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号76について議案書36ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書37ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号75、それから、受付番号76、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号75と受付番号76について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号77の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号77について、議案書38ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書39ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号77につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号77について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号78の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号78について、議案書40ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書41ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号78につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号78につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号79から受付番号83については、借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局よりまとめて説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号79について議案書42ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号80について議案書42ページの下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号81について議案書43ページ上段をご覧ください。

議案第3号受付番号82について議案書43ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号83について議案書44ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書45ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の27ページ、28ページ、29ページ、30ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号79から受付番号83、この5件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号79から受付番号83について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号84の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号84について、議案書46ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書47ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の31ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号84につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号84について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号85と受付番号86につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号85について議案書48ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号86について議案書48ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書49ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、36ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号85と受付番号86につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号85と受付番号86について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

利用権の設定はこれで終わりですね。それでは続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、今度は所有権の移転ですね、所有権移転を議題といたします。

議案第4号受付番号13と受付番号14、及び報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、賃貸借合意解約、受付番号8は関連する内容ですので、まとめて審議をします。

(会長)

現地調査の報告をお願いいたします。

(●委員)

議案第4号受付番号13と受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号13、それから受付番号14、それから報告第2号受付番号8につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号13と受付番号14について説明する前に、関連する内容として、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号8を先に報告します。

報告第2号受付番号8について、議案書54ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の37ページをご覧ください。

本件については、令和3年8月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めて議案第4号受付番号13について議案書50ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号14について議案書50ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書51ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の37ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。



(会長)

議案第4号受付番号13、それから受付番号14、それから報告案件ですね、報告第2号受付番号8につきまして、ただ今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号13、それから受付番号14について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入りたいと思います。

まず、報告第1号受付番号2、農地形状変更事業については、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7に関連する内容ですので、まとめて報告を願います。事務局よろしく願いをいたします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2を説明する前に関連する内容として、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7を先に報告します。

報告第2号受付番号7について、議案書53ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の38ページをご覧ください。

本件については、令和3年7月30日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し

(事務局)

添えておきます。

改めまして、報告第1号受付番号2について議案書52ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の38ページをご覧ください。

本件については、令和3年8月2日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2と報告第2号受付番号7の報告がありました。この件につきまして、何かご意見等あればちょうだいをいたしたいと思います。

●●委員。

(●●委員)

この件につきまして、盛土の高さが45センチになってるんですけど、これ事務局に一応、先に調べてくれと連絡しましたが、それはどうでしたか。

(事務局)

うちのほうで確認させていただいて、北側のほうから南のほうに向かって低くなっていたみたいなので、45センチというのは間をとって45センチということにされていたみたいで。

(●●委員)

そうやけど45センチとは、俺は毎日通ってるけど、思えへんねんけど、それ以上に高く積み上げてるみたいと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

(事務局)

そうですね、南のほうはたぶん、間をとられて申請は出されていたので、それ以上になるかとは思いますが、その辺、細かくもう一度確認さしてもらいます。

(●●委員)

そうですか、はい、分かりました。どうなるものでもないねんけど、もうちょっと高くに設定しといてもうたほうが、なんか高さが見てて、めちゃくちゃ高いさかいに、また先月にあったように、●●さん言うたはったような、●●さんところみたいに高く積み上げてくるとか、色々、そんな問題が出てきた時に、ちょっと困るんじゃないかなと思ひまして、質問さしてもらいました。

(事務局)

わかりました、その辺はお伝えをさせていただきます。

(会長)

よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

その他、何かご意見あれば。

特にないようですので、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思ひます。

————— 午後2時18分 終了 —————